

千葉市指導監査結果等の公表に関する実施要領

第1 趣旨

この要領は、千葉市社会福祉法人等指導監査要綱第13条の規定に基づき、保健福祉総務課監査指導室（以下「監査指導室」という。）が実施する指導監査の結果等の公表について、必要な事項を定める。

第2 公表の目的

公表は、市民サービスの向上や市民の視点に立った公平性・透明性の高い市政を推進するとともに、福祉サービスを利用しようとする者に必要な福祉サービスの選択に資する情報を提供すること及び施設等の健全な運営を促進し提供するサービスの質の向上を図ることを目的とする。

第3 公表する事項と期間

公表する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 運営主体及び施設の名称
- (2) 施設の種別
- (3) 指導監査実施年月
- (4) 指導監査結果のうち、改善報告を要する指摘事項の有無及び指摘内容
- (5) (4)の指摘事項に対する改善状況

2 前項第2号の公表する施設の種別は別表左欄に掲げる種別とし、それぞれ同表の右欄に掲げる期間公表するものとする。

第4 公表の時期

第3第1項各号に掲げる事項は、指導監査実施年度の翌年度9月を目途に公表する。

第5 公表の方法

公表は、市のホームページに掲載することにより行う。

第6 公表内容の変更

第5の公表に係る運営主体は、第3の各号に掲げる公表情報の内容が閲覧者に誤解を招くおそれがあるとして異議がある場合には、監査指導室にその旨を文書で申し出ることができる。

2 監査指導室は、前項の申し出があった場合には、速やかに訂正の必要性について審査を行い、その審査結果を運営主体に通知するとともに、その申し出に合理的理由があると認める場合には、公表内容を訂正又は削除することができる。

第7 改善状況の取扱い

改善報告を要する指摘事項に対する改善状況は、運営主体から提出される指摘事項に関する改善報告書等に基づき、「改善報告書受領済」又は「未改善」とする。

2 前項の「改善報告書受領済」とは改善報告書が受理され、指摘に対する改善が完了、改善に向けて着手している場合又は着手することを明確に意思表示している場合をいい、「未改善」とは正当な理由なく報告期限を過ぎても改善報告書を提出しない場合をいう。

- 3 前項の改善状況の判定時期については、指導監査実施年度の翌年度8月末日を基準日とする。
- 4 公表後に社会福祉法人等から改善報告書の提出があり、内容審査の結果、改善状況に変化があった場合には、改善状況を適宜変更するものとする。

第8 非公開情報の取扱い

千葉県情報公開条例及び千葉県個人情報保護条例に規定する非公開情報に該当する情報は、公表しない。

第9 細目

この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年5月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年3月31日から施行する。

別表（第3関係）

民間保育園	公表の日から3年経過した日の属する年度の末日まで
小規模保育事業	
事業所内保育事業	
認定こども園（幼稚園型を除く）	
認可外保育施設	